

令和7年度「ヨコハマ未来創造会議」企画・運營業務委託 業務説明資料

1 総則

(1) 適用範囲

本資料は「令和7年度「ヨコハマ未来創造会議」企画・運營業務委託」（以下、「本業務」という。）に適用する。

(2) 準則

本業務の実施にあたっては、本資料のほか、横浜市の委託契約約款及び横浜市契約規則を遵守すること。

(3) 件名

令和7年度「ヨコハマ未来創造会議」企画・運營業務委託

(4) 履行期間

契約締結日から令和8年3月31日（火）まで

(5) 履行場所

委託者が指定する場所（主に横浜市内）

2 業務目的

横浜市では、GREEN×EXPO 2027の開催を契機に、20年・30年先の社会を担う現在の大学生や企業の若手社員の若者たちが議論し、アクションを起こすきっかけとなる会議体（プラットフォーム）として、「ヨコハマ未来創造会議」を令和5年度に立ち上げた。

「ヨコハマ未来創造会議」は、若者が社会や地域に参画し、多様な主体と関わりながら、アクションを起こすきっかけをつくることで、市民生活や地域社会、経済活動など様々なシーンにおいて人々の意識・行動変容を喚起し、新たなグリーン社会を共に創っていくことを目指しており、GREEN×EXPO 2027において活動成果を発信することを当面の目標に据えている。

令和7年度は、令和6年度に確立してきた会議体の基盤を引き継ぎながら、GREEN×EXPO 2027での活動成果の発信を具体的に見据え、多様な主体との共創等により人々の意識・行動変容に繋がる環共（※）アクションを創出・実践し、活動成果を具体化していく重要な年度である。

本業務は、会議体の活動に係る一切の事項（会議体活動の企画・運営、参加メンバーを含む関係者との連絡・調整等）のほか、本市施策・事業等との連携及び活動を国内外へ広く発信するための広報等、「ヨコハマ未来創造会議」の企画・運営を行うことを目的とする。

※環共…環境と共生し市民の皆様と共につくることを意味する造語

3 「ヨコハマ未来創造会議」の目指す姿ほか

別添補足資料参照

4 業務内容

各業務は次のとおりとし、業務の実施にあたっては、委託者と協議のうえ、会議体活動に関連する市の各種施策・事業等と調整し、適切に連携して相乗効果を図ること。

(1) 会議体活動の企画提案・運営

GREEN×EXPO 2027で活動成果を発信することを当面の目標として、多様な主体と関わりながら、

若者たちの新しい感性やアイデアを生かして、人々の意識・行動変容に繋がる環共アクションを創出し実践していくきっかけをつくる会議体活動について、企画提案を行い、運営する。企画提案にあたっては、令和6年度の活動及び人々の意識・行動変容に繋げるための活動の評価軸※を踏まえるとともに、令和7年度の活動を GREEN×EXPO 2027 における発信にどのように繋げていくか考え方を示すこと。

※活動の評価軸…「横浜らしさ」：横浜ならではの価値や地域の個性が組み込まれている

「参加性」：多様なステークホルダーが主体的に継続的に参加することができる

「未来性」：未来に対する期待を高め先進性と新規性を備えている

「メッセージ性」：グリーン社会への理解と行動変容のきっかけを生む

ア 若者と多様な主体とのネットワーキング及びマッチング

若者と企業、地域等の多様な主体との出会いや交流、共創による環共アクションの創出に向けて意見を交わすことを目的としたネットワーキング及びマッチングを図る場を、開催の頻度を含め企画提案し開催すること。令和6年度までの参加メンバーを含めた多くの若者と、環共アクションのシーズを持つ企業や地域等の多様な主体を巻き込むリクルーティング手法及びマッチングの促進を図る手法を検討し実施すること。

なお、ネットワーキング及びマッチングの開催頻度及び詳細は、企画内容等を踏まえ委託者と協議のうえ決定するものとする。

イ 共創による環共アクション創出・実践に係る支援

上記アでマッチングを図った企業、地域等との共創により、若者の新しい感性やアイデアを生かして、人々の意識・行動変容に繋がるシンボリックな環共アクションを創出し、実践していくための支援を行うこと。企業、地域等との共創案件の件数及び具体的なイメージを示すとともに、ファシリテータを設置したハンズオン支援など、共創による環共アクションの創出・実践を図る実現性と実効性の高いプロジェクトマネジメント手法を検討し実施すること。

なお、共創案件の件数は、案件の内容等を踏まえ委託者と協議のうえ決定するものとする。

ウ 環共アクションの発信

共創により創出・実践された個々の環共アクションについて、都度、その成果及び若者が多様な主体と関わりながら新たなグリーン社会に向け共に取り組んでいる姿を広く社会に向けて発信すること。発信にあたっては、SNS 等を活用するなど人々の意識や行動変容に繋がる効果的な手法を検討し実施すること。

また、会議体活動に関連する市の施策・事業に関するイベントや国際会議等を発信の機会とし、当該イベント、国際会議等と連携して社会発信を行うこと。発信にあたっては、個々の環共アクションに加え、会議体の活動を国内外に広く発信する企画を提案し実施すること。会議体のプレゼンスを高めるとともに、市の施策・事業や国際会議等との連携を通じ、知識のインプットやグローバルな交流による知見の共有など、若者の活動の幅を広げ会議体活動をより有意義なものとするための手法を検討し実施すること。なお、必要に応じて、関係部署や関係機関等への調整や交渉を委託者と共同で行うこと。

現時点で連携を想定するイベント、国際会議等を以下に示す。別途、GREEN×EXPO 2027 の開催に向けたイベント等との連携も想定しており、委託者と協議のうえ決定するものとする。

- (ア) 令和7年5月：横浜フラワー&ガーデンフェスティバル 2025
- (イ) 令和7年8月：第9回アフリカ開発会議（TICAD9）
- (ウ) 令和7年11月：第14回アジア・スマートシティ会議

エ オンラインコミュニティの運営

参加メンバー同士や環共アクションを共創する企業や地域等の多様な主体ともオンライン上で交流、コミュニケーションが取れるようツールの管理や交流等のサポートを行うこと。

なお、オンラインコミュニティツールは、既存のコミュニティツール（Slack）を活用するか、必要に応じて、委託者と協議のうえ別のツールに移行しても構わない。

(2) 会議体活動の計画作成

令和7年度までの活動を踏まえ、GREEN×EXPO 2027における活動成果の発信に向けた本格的な準備や、GREEN×EXPO 2027開催期間中の具体的な活動を見据えた令和8年度及び令和8年度以降の活動計画を作成すること。

活動計画の作成にあたっては、委託者と協議のうえ、別途委託者で検討を進めているGREEN×EXPO 2027の会場内Urban GX Villageにおける発信内容や、会場内で実施する市民参加プログラム等との連携、調整を図ること。

(3) 広報PR

ア ウェブサイト及びSNS

公式ウェブサイト及びSNSアカウントを活用し、効果的に会議体の議論や活動成果・実績等の広報展開を行うこと。

イ メディアアプローチ

メディアへのアプローチを行い、パブリシティを獲得することで会議体活動について幅広くPRが行えるようにすること。

メディアへのPRや取材申込受付のほか、取材誘導等も行うこと。対象とする会議体活動については、委託者と協議のうえ決定するものとする。

ウ レポート、ハイライトムービー等作成

活動の様子を簡潔にまとめ、レポートやハイライトムービー等を制作すること。対象とする会議体活動については、委託者と協議のうえ決定するものとする。

エ 市庁舎内での展示

活動の成果等を広くPRするため、市庁舎アトリウムや展示スペース等における展示を企画し、展示物の製作から設営、運営等を行うこと。

(4) 運営管理

ア 活動の進捗管理

会議体活動全体のスケジュールを詳細化したうえで、進捗管理を行うこと。

また、市の関連施策・事業や活動に関する社会的な動向や事象等、周辺状況に応じ、随時、活動計画及びスケジュールを更新し、適宜、最新かつ最適なアプローチを提案のうえ反映すること。

イ 活動に係る各種手配、制作等

委託者と協議のうえ、若者と多様な主体の共創案件の支援にあたり必要となる各種手配をはじめ、その他、活動の実施にあたり必要となる著名人、有識者及びメンターの手配や、会場や備品、什器等の手配、制作に係る一切を行うこと。

ウ 事務局機能

参加メンバーや企業、地域等の多様な主体との連絡調整や参加希望者をはじめとする市民等からの問合せ対応、情報管理に加え、参加メンバーからの活動に係る相談に応じて必要なサポートを実施すること。また、活動を応援・協力していただくコミュニティサポーターや応援パートナー施設の募集及び応援・協力に係る調整など、会議体の運営に際し事務局として実施すべき一切

の事項を行うこと。

エ 打合せ

委託者と受託者が必要に応じて打合せを行い、打合せ後は議事録を作成すること。打合せの実施方法等については双方協議のうえ、決定する。

(5) 報告書作成

上記業務内容及び実施結果その他実施業務をまとめた報告書を作成すること。

5 成果品

(1) 報告書：A4判・ドッジファイル製本1部

(2) 報告書及び業務において作成した資料の電子データ（CD-R 又はDVD-R 格納）

（Microsoft Office により編集可能なデータも併せて格納すること。）

(3) その他、業務に関連する資料で委託者が必要と認めるもの

6 支払いの時期

委託料は報告書等成果物を提出後、本市で検査した後に支払うものとする。

7 その他

(1) 本業務の実施に関しては、プロポーザルの内容に関わらず、委託者と協議のうえ、業務実施計画を策定し、業務を実施する組織体制と併せて提出すること。

(2) 受託者が本業務を実施するにあたり生じた諸事故や第三者に与えた損害等については、受託者が一切の責任を負うとともに、委託者に発生原因及び経過等を速やかに報告し、委託者の指示に従うものとする。

(3) 受託者は、常に委託者と密接に連携を図り、委託者の意図について熟知のうえ作業に着手し、効率的な業務の実施に努めなければならない。

(4) 受託者は、本業務の実施にあたり、本市等が発注する他の業務等と関連する内容については、他の業務の受託者等と連携して行うこと。

(5) 受託者が横浜市に所有する書籍や報告書類等を借り受け、これを紛失又は破損した場合、受託者の責任においてこれを修繕、若しくは補償すること。

(6) 業務説明資料に定められていない事項や業務内容に疑義を生じた場合、並びに、業務上重要な事項の選定については、あらかじめ委託者と打合せを行い、その指示又は承認を受けること。

(7) 受託者が、本業務に関して個人情報を取り扱う事務を行う場合には、「個人情報取扱特記事項」を遵守し、業務着手にあたっては、「個人情報取扱特記事項」第12条に基づく研修を実施し、個人情報保護に関する誓約書及び研修実施報告書を提出することとする。

(8) 受託者は、この契約に基づき電子計算機処理等の事務を行う場合には、「電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項」を遵守することとする。

(9) 成果品については、横浜市に帰属するものとする。

(10) 本業務を通じて知り得た情報について、受託者は守秘義務を負うこととし、委託者の許可なく使用することのないように、適切に管理することとする。

令和7年度「ヨコハマ未来創造会議」企画・運營業務委託 業務説明補足資料

ヨコハマ未来創造会議の目指す姿



GREEN
×
EXPO
2027
YOKOHAMA JAPAN

TO BE

若者が、社会や地域に参画し、

- ◆ 多様な主体（市民/企業/地域団体）と関わりながら、共創して環共アクションを創出、実践し
- ◆ 市民生活や地域社会、経済活動など様々なシーンにおいて人々の意識・行動変容を喚起し
- ◆ 新たなグリーン社会を共に創っていく

シーン別
行動変容例

市民生活

例) #資源の3R+Renewable 脱プラ
#エシカル消費、環境保全活動

地域社会

例) #地域活動の活性化
#環境啓発イベントの開催

経済活動

例) #水素活用、フードテック
#脱炭素イノベーション（ペロブスカイト普及等）

GREEN × EXPO 2027 において活動の成果を発信

TO DO

新たなグリーン社会への意識・行動変容に焦点を当て、活動の評価軸を置き、

- ◆ 横浜の仲間が集い
- ◆ 共創し
- ◆ アクションを創出、実践し
- ◆ 社会に向け発信する

評価軸

横浜らしさ

横浜ならではの価値や地域の個性が組み込まれている

参加性

多様なステークホルダーが主体的に継続的に参加できる

未来性

未来に対する期待を高め先進性と新規性を備える

メッセージ性

グリーン社会への理解と行動変容のきっかけを生む

ヨコハマ未来創造会議のロードマップ（令和7年1月時点）



GREEN
×
EXPO
2027
YOKOHAMA JAPAN

